

男性不妊治療費の助成

問い合わせ 保険医療助成課
☎229-3158 FAX229-5001

市では、不妊治療を受ける夫婦に保険適用外の治療費の一部を助成しています。7月1日から、男性が不妊治療を行う場合の新たな助成枠を設け、不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減します。ただし、平成26年7月1日以降の治療費が対象となります。

助成対象

特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に至る過程の一環として行われる、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術などに係る保険適用外の治療費

(例)精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引採取法(MESA)など

助成額

県・市が助成する特定不妊治療費助成に上乗せして、5万円を上限に助成 ※ただし、特定不妊治療費の助成額が、県・市それぞれの助成上限額の合計(25万円または17万5,000円)に達する人

申請方法など

特定不妊治療費助成と併せて申請を行うことから、特定不妊治療費助成に必要な申請書類等に加え、男性不妊治療費助成事業受診等証明書やその領収書などがが必要です。その他、対象要件や助成回数など詳しくは、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

津市が助成

男性不妊治療費 上乗せ助成額 5万円

津市が助成

特定不妊治療費 上乗せ助成額 10万円

三重県が助成

特定不妊治療費 助成額 15万円
または7万5,000円

最大30万円助成

8月1日
スタート!

家具などの転倒を防止するための 固定金具の配付・取付支援を開始

自ら居住する住宅で、地震などによる家具などの転倒を防止するための固定金具の配付・取付支援を無償で行います。ただし、固定金具の配付・取付支援は、それぞれの実施年度を問わず1世帯につき1回限りです。

配付開始日 8月1日(金)

金具数の上限 L字金具(小)4個、L字金具(中)2個、連結金具2個、皿木ネジ(直径3.8mm×32mm)24本、皿木ネジ(直径3.1mm×20mm)8本



固定金具

対象 津市に住民登録のある人

必要書類 申請書(借家の場合は家主の承諾が必要)、住所の確認できる書類(住民票、運転免許証等の写し)

※代理受領の場合は委任状が必要です。

提出場所 防災室または各総合支所地域振興課
※申請書は津市ホームページからダウンロードできます。

◆取付支援を行います

配付する固定金具の取り付けが困難な場合に、支援を行います。希望する場合は配付申請をする際に同時に申請してください。

対象 65歳以上の高齢者のみの世帯、障がいのある人と同居している世帯

※障がいのある人とは「身体障害者手帳の級が1級から3級」「精神障害者保健福祉手帳の級が1級」「要介護認定の区分が3から5」「療育手帳の区分がA」のいずれかに該当する人

必要書類 対象要件の確認できる書類(世帯全員の住民票、身体障害者手帳の写しなど)

問い合わせ 防災室

☎229-3104 FAX223-6247